

議案第12号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び大網白里市病院事業の設置等に関する条例（昭和60年条例第1号）第6条の規定により適用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

大網白里市長 金坂昌典

1 相手方

2 損害賠償の額

2,700,000円

3 事案概要

大網病院における治療において、検査結果を誤認したために必要な薬剤投与が遅れた事を起因とし、肝機能障害が悪化したもの。

4 和解条件

- (1) 市は、相手方に対し、本件解決金として上記2の額を支払う。
- (2) 市及び相手方は、本件及び本示談の内容につき正当な理由なく第三者に開示しないことを相互に約する。
- (3) 相手方は、上記2の解決金のほか、市に対する請求権を放棄し、その他市に対し何らの請求をせず、また一切の責任を追及しない。
- (4) 市及び相手方は、本件に関しては、上記の事項を除いて相互に何ら債権債務がないものとする。